

労審発第 1614 号  
令和 6 年 7 月 30 日

厚生労働大臣  
武見 敬三 殿

労働政策審議会  
会長 清家 篤



令和 6 年 7 月 30 日付け厚生労働省発基 0730 第 1 号をもって諮問のあった「労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

令和6年7月30日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

労働条件分科会

分科会長 荒木 尚志

「労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について

令和6年7月30日付け厚生労働省発基0730第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。

令和 6 年 7 月 30 日

労働条件分科会

分科会長 荒木 尚志 殿

労災保険部会

部会長 守島 基博

「労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について

令和 6 年 7 月 30 日付け厚生労働省発基0730第 1 号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、審議の結果、下記のとおり結論を得たので報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。